

令和6年度 全国厚生労働関係部局長会議詳細資料

厚生労働省 健康・生活衛生局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 目次

1	•	がん対	策	に	つし	17	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	•	脳卒中	•	心	臓疹	等等	の	循	環	器	病	対	策	に	つ	L١	て	•	•	•	2
3	•	アレル	ノギ	_	疾悬	息対	策	に	つ	١J	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
4	•	腎疾患		糖	尿症	<b></b> 対	策	に	つ	l I	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	ç
5	•	難病・	小	児	慢性	生特	定	疾	病	対	策	に	つ	L١	τ	•	•	•	•	•	1 '
6	•	移植医	療	対	策に	つ	L١	T	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 4
7		食品衛	生	関	係に	:つ	L١	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 1



がん対策について



全ての国民とがんの克服を目指す誰一人取り残さないがん対策を推進し

令和5年3月に閣議決定された第4期がん対策推進基本計画に基づき、「がん予防」「がん医療」「がんとの共生」の三つを柱とした施策を実施することで、がん対策の一層の推進を図る。

# がん予防



#### (がん検診)

- ・ 子宮頸がん・乳がん検診の初年度対象者に対するクーポン券等の配布について継続 するとともに、がん検診対象者等に対して、受診率向上に効果的な個別の受診勧 奨・再勧奨、要精検受診者に対する受診再勧奨を実施する。
- ・ HPV検査単独法は従来法(細胞診)と比較して、検診回数の負担軽減が期待できる メリットがあり、令和6年4月1日よりHPV検査単独法を指針に導入したところで あるが、運用面が複雑であるため、子宮頸がん検診においてHPV検査単独法が適切 に運用されるよう、自治体等に対する支援を実施する。

# がん医療



#### (がんゲノム)

・ 「全ゲノム解析等実行計画2022」に基づいて、がん・難病の全ゲノム解析の推進に向けた体制整備を進める。

#### (妊孕性温存療法)

・ 妊よう性温存療法に係る費用負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床情報等を 収集し、研究を促進することにより、小児・AYA世代のがん患者等を支援する。

# がんとの



#### (患者支援)

- ・ がん患者に対して病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートするため、がん診療連携拠点病院等における各個人の状況に応じた「治療と仕事両立プラン」を活用した就労支援及び相談支援などを実施する。
- ・ がん診療連携拠点病院等のがん診療を行う医療機関において、アピアランスケア を必要と するがん患者に対し、研修を受けた医療従事者による情報提供や相談支 援等を行い、効果的な支援体制について検証するモデル事業を実施する。

脳卒中・心臓病等の循環器病対策について



# 令和7年度 循環器病対策予算について

令和7年度当初予算案 44億円(45億円) 令和6年度補正予算額 1.3億円

()内は前年度予算額

脳卒中・	- N.		스선 보는		44	AND 1	- 4	UZ.
ᄦᄼ쇼ᄔ	11.7	DIEN JEST	<b>基 %</b>	ы	यज	F-1	<b>36.</b> 2	
	, O.	There is a	ਹਾ 10	UU	$\sim$ 1	<i>7</i> 75 7		

都道府県循環器病対策推進協議会の開催(地域政策の策定) 地域の特性に応じた循環器病に関する普及啓発の実施 脳卒中・心臓病等総合支援センターの設置

等

令和7年度当初予算案2.6億円(1.9億円)

#### 脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業

脳卒中・心臓病等(循環器病)患者を中心とした包括的な支援体制を構築するためのモデル事業の実施・検証

令和7年度当初予算案 72百円(2.2億円) 令和6年度補正予算額 1.1億円

#### 循環器病診療情報収集·活用支援事業

医療情報を収集する体制の実装と収集した結果の調査検討

等

令和7年度当初予算案92百万円(93百万円)

#### 脳卒中・心臓病等に関する普及啓発事業

循環器病の予防や発症直後の対応など、国民に対して分かりやすい啓発活動

等

令和7年度当初予算案 18百万円(17百万円)

#### 循環器病に関する緩和ケア研修推進事業

基本的心不全緩和ケアトレーニングコースに関するコンテンツ作成

等

令和7年度当初予算案 21百万円(21百万円)

#### 厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

循環器病対策に資する政策の評価や政策根拠となるエビデンスに関する研究 循環器病の病態解明や革新的な診断法・治療法等を創出するための研究開発

等

令和7年度当初予算案 13億円(13億円)

#### 外来心臓リハビリテーション等に関する普及推進事業

非専門医や医療従事者向けの心臓リハビリテーションに関する研修プログラム (e-learning)の開発

筀

令和6年度補正予算額 18百万円(新規)

(参考)

# アレルギー疾患対策について



# 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院(令和6年3月時点)

### 47都道府県 78病院

北海道	北海道大学病院
青森県	弘前大学医学部附属病院
山土旧	岩手医科大学附属病院
岩手県	国立病院機構盛岡医療センター
宮城県	東北大学病院
呂城宗	宮城県立こども病院
秋田県	秋田大学医学部附属病院
	中通総合病院
山形県	山形大学医学部附属病院
福島県	福島県立医科大学附属病院
茨城県	筑波大学附属病院
栃木県	獨協医科大学病院
群馬県	群馬大学医学部附属病院
埼玉県	埼玉医科大学病院
千葉県	千葉大学医学部附属病院
	慶應義塾大学病院
東京都	昭和大学病院
宋尔仰 	国立成育医療研究センター
	東京都立小児総合医療センター
神奈川県	神奈川県立こども医療センター
仲示川宗	横浜市立みなと赤十字病院
新潟県	新潟大学医歯学総合病院
富山県	富山県立中央病院
田山尓	富山大学附属病院
石川県	国立大学法人金沢大学附属病院
福井県	福井大学医学部附属病院

山梨県	山梨大学医学部附属病院					
長野県	信州大学医学部附属病院					
	長野県立こども病院					
岐阜県	岐阜大学医学部附属病院					
	国際医療福祉大学熱海病院					
	順天堂大学医学部附属静岡病院					
	静岡県立総合病院					
静岡県	静岡県立こども病院					
	静岡済生会総合病院					
	浜松医科大学医学部附属病院					
	浜松医療センター					
	名古屋大学医学部附属病院					
	名古屋市立大学病院					
高加目	藤田医科大学病院					
愛知県	藤田医科大学ばんたね病院					
	愛知医科大学病院					
	あいち小児保健医療総合センター					
一手间	国立病院機構三重病院					
三重県	三重大学医学部附属病院					
滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院					
	滋賀県立小児保健医療センター					
<b>吉</b> 邦広	京都府立医科大学附属病院					
京都府	京都大学医学部附属病院					
	近畿大学病院					
大阪府	大阪はびきの医療センター					
TH XKI Y	大阪赤十字病院					
	関西医科大学附属病院					

	神戸大学医学部附属病院						
兵庫県	兵庫医科大学病院						
六焊乐	兵庫県立こども病院						
	神戸市立医療センター中央市民病院						
奈良県	奈良県立医科大学附属病院						
和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター						
和歌山乐	公立大学法人和歌山県立医科大学附属病院						
鳥取県	鳥取大学医学部附属病院						
島根県	島根大学医学部附属病院						
岡山県	国立病院機構南岡山医療センター						
凹山宗	岡山大学病院						
広島県	広島大学病院						
山口県	山口大学医学部附属病院						
徳島県	徳島大学病院						
香川県	香川大学医学部附属病院						
愛媛県	愛媛大学医学部附属病院						
高知県	高知大学医学部附属病院						
福岡県	国立病院機構福岡病院						
佐賀県	佐賀大学医学部附属病院						
長崎県	長崎大学病院						
熊本県	熊本大学病院						
大分県	大分大学医学部附属病院						
宮崎県	宮崎大学医学部附属病院						
鹿児島県	鹿児島大学病院						
沖縄県	琉球大学病院						

## リウマチ・アレルギー疾患対策の推進

令和7年度当初予算案 9.5<sub>億円</sub> (10<sub>億円 ) ()内は前年度当初予算額</sub>

#### 1 事業の目的

令和4年3月に一部改正したアレルギー疾患対策基本指針に基づき、医療提供体制の整備、正しい情報の普及啓発等を実施することで、アレルギー疾患対策の推進を図る。

○また、平成30年11月にとりまとめられたリウマチ等対策委員会報告書に基づき、リウマチ医療の均てん化等を実施し、リウマチ対策の推進を図る。

#### 2 事業の概要

#### アレルギー情報センター事業

アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成 リウマチ・アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の開催 等 令和7年度当初予算案 42百万円(42百万円)

#### アレルギー疾患医療提供体制整備事業

アレルギー疾患の診療連携ネットワークの構築 アレルギー疾患医療の診断等支援 アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援事業 一般国民等からのアレルギーに関する相談事業 等

令和7年度当初予算案 58百万円(56百万円)

#### リウマチ・アレルギー特別対策事業

都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等の開催 医療提供体制の整備 正しい知識の普及啓発 関係者の人材育成 令和7年度当初予算案 69百万円(69百万円)

等

等

#### 免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業

都道府県拠点病院等における両立支援コーディネーターの配置 治療と仕事の両立に係る計画の策定及び支援 令和7年度当初予算案 39百万円(38百万円)

#### 厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

免疫アレルギー疾患政策研究事業

免疫アレルギー疾患実用化研究事業(医薬品PJ, ゲノム・データ基盤PJ, 疾患基礎研究PJ)

令和7年度当初予算案7.4億円(7.8億円)

# 腎疾患・糖尿病対策について



## 慢性腎臓病(CKD)対策の推進

令和7年度当初予算案 2.0 億円 ( 2.0 億円 ) ()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

「腎疾患対策検討会報告書(H30.7)」や「中間評価と今後の取組について(R5.10)」に基づき、重症化予防のための普及啓発や病診連携体制の構築等、慢性腎臓病(CKD)対策の推進を図る。

#### 2 事業の概要

#### 慢性腎臟病(CKD)特別対策事業

- 患者等一般向けの講演会等の開催
- 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施
- CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供
- 慢性腎臓病(CKD)診療連携構築事業の実施

令和7年度当初予算案 35百万円(35百万円)

等

#### 慢性腎臓病(CKD)重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業

- 慢性腎臓病(CKD)の診療体制の構築や多職種連携を行うための会議体の設置
- 健康保険組合等と連携した受診勧奨を実施するために必要な支援
- 企業・産業医等に対して研修会などの実施による周知を図るなど連携・協力体制の構築
- 多職種連携による療養指導等の実施

令和7年度当初予算案 21百万円(21百万円)

等

#### 腎疾患対策費

• 腎疾患対策検討会報告書に基づく腎疾患対策推進に関する情報提供

筀

令和7年度当初予算案 3百万円(3百万円)

#### 厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- 腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築
- 災害時の透析医療確保に資する研究
- 腎臓をターゲットとした診断法・治療法の研究開発

令和7年度当初予算案 1.4億円(1.4億円)

等

# 難病・小児慢性特定疾病対策について



# 難病・小児慢性特定疾病対策について(概要) (1/2)

令和7年度予算(案)(令和6年度当初予算額)

: 1,623億円(1,607億円)

令和6年度補正予算額: 41億円

難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づき、難病患者等への医療費助成等を行うなど、難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進を図る。

#### 難病患者等への医療費助成の実施

R7予算(案) 1,294億円

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定難病の患者に対する医療費助成に必要な経費等を確保し、患者の医療費の負担軽減を図る。

(主な事業)

・難病医療費等負担金

1,291億円

# 難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実

R7予算(案) 11億円

 地域の様々な支援機関と連携した相談支援体制の構築などにより、難病患者の長期療養生活上の悩みや不安を和らげ、就労 支援を推進するため、相談支援センターへの専門職の配置等への支援を行うとともに、難病についての理解を深める取組を 推進し、難病患者が社会参加しやすい環境の整備を図る。

(主な事業)

・難病相談支援センター事業

6.7億円

#### 難病の医療提供体制の構築

R7予算(案) 7.3億円

• 都道府県における難病の医療提供体制の拠点となる難病診療連携拠点病院を中心とした連携体制の構築等に対する支援を行 う。

(主な事業)

· 難病医療提供体制整備事業

5.7億円

# 難病・小児慢性特定疾病対策について(概要)(2/2)

令和7年度予算(案)(令和6年度当初予算額)

: 1,623億円(1,607億円)

令和6年度補正予算額: 41億円

#### 小児慢性特定疾病対策の推進

R7予算(案) 196億円

• 慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。また、慢性 的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となった自立支援に対する支援 を行うほか、先天性異常等に罹患している児童等が必要としている特殊ミルクの供給に対する支援等を行う。

#### (主な事業)

・小児慢性特定疾病医療費負担金 179億円

・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金 9.2億円

・代謝異常児等特殊ミルク供給事業 4.1億円

・移行期医療支援体制整備事業 35百万円

#### 難病・小児慢性特定疾病に関する 調査・研究などの推進

R7予算(案) 115億円 R6補正予算額 41億円

 難病等の研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模の指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等データベースの充実を 図り、難病患者・小児慢性特定疾病児童等の情報の円滑な収集を進めるとともに、この情報を活用するなどして、疫学調査、 病態解明、治療法の開発(遺伝子治療、再生医療技術等)に関する研究等を行う。

#### (主な事業)

・難治性疾患政策研究事業/難治性疾患実用化研究事業 103億円、【R6補正】31.5億円

・難病対策の推進のための患者データ登録整備事業等 11億円、【R6補正】5.9億円

・難病等制度推進事業 93百万円

・難病等医療費助成制度オンライン化事業 【R6補正】3.3億円

# 移植医療対策について



令和7年度当初予算案 37億円 (35億円) ()內は前年度当初予算額

造血幹細胞移植対策の推進

24億円(25億円)

臓器移植対策の推進

令和6年度補正予算額 9.8億円

12億円(10億円)

#### 1 事業の目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年層の骨髄等ドナー登録者や臍帯血の確保、コーディネート期間短縮に向けた取組や造血幹細胞移植後の患者のフォローアップ体制の構築を引き続き推進するとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤である両バンクが安定的に運営できるよう支援を行う。

#### 2 事業の概要

#### 骨髄移植対策事業費(骨髄パンク運営費)

5.0**億円(**4.9**億円)** 

(参考)令和6年度補正予算 1.1億円

骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者(骨髄バンク)の安定的な運営を引き続き支援する。

②骨髄データバンク登録費

6.5億円(6.5億円)

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA(白血球の型)の検査及びデータ登録・管理体制の確保を図る。

#### 臍帯血移植対策事業費(臍帯血パンク運営費)

6.5億円(6.5億円)

(参考)令和6年度補正予算 60百万円

臍帯血供給事業者(臍帯血バンク)の安定的な運営を引き続き支援する。

#### 造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業

50百万円 (77百万円)

(参考)令和6年度補正予算 74百万円

患者の治療内容やドナーの健康情報等を収集・分析し、医療機関・研究者等に提供することで、 治療成績や安全性の向上につなげていくためのデータ処理・解析体制の確保を図る。

#### 造血幹細胞提供支援機関事業

2.0億円(2.0億円)

(参考)令和6年度補正予算 1.0億円

骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関 (日本赤十字社)の安定的な運営を引き続き支援する。

#### 造血幹細胞移植医療体制整備事業

3.9億円(3.9億円)

移植後も身近な地域で生活の質を保ち、安心して暮らしを続けていけるよう、引き続き、各地域における造血幹細胞移植推進拠点病院の体制整備を図る。

#### 3 実施主体等

実施主体:①(公財)日本骨髄バンク、②~⑤日本赤十字社、⑥医療法人、独立行政法人、都道府県等

補 助 率 : 定額、1/2

#### 4 移植実績等

骨髄バンクドナー登録者数:554,123人(令和6年3月末時点)

臍帯血新規公開本数:2,157本(令和5年度)

移植数: 2,459件(令和5年度)(内:骨髓移植等1,092件 臍帯血移植1,367件)

#### 1 事業の目的

脳死下及び心停止後の臓器提供が円滑に行われるよう、あっせん業務体制の強化、臓器提供施設の体制整備や連携強化等を通じた地域における臓器提供体制の構築を引き続き推進するとともに、臓器提供に関する意思表示を促進するための普及啓発の取組を行う。

#### 2 事業の概要

#### 臓器移植対策事業費(臓器あっせん機関運営費)

9.4億円(10億円)

臓器あっせん機関による公平かつ適正なあっせんを通じた臓器移植の実施のための体制整備を図る。

(参考)令和6年度補正予算

・レシピエント検索システムの改修等 1.1億

・臓器提供プロセスに係る支援体制の構築 5.2億円

#### (主な事業)

#### あっせん業務体制の強化

5.1**億円(**3.8**億円)** 

現在、日本臓器移植ネットワークのみが担っている臓器のあっせんについて、ドナー関連業務を切り出して実施する機関を複数設置するなど、あっせん体制の強化を図る。

#### **臓器提供施設連携体制構築事業**

2.7億円(2.6億円)

「臓器提供施設連携体制構築事業」の参加施設において、脳死が疑われる患者の情報を早期から能動的に把握するための体制を構築するとともに、拠点施設から経験の少ない施設に対し、選択肢提示に関する助言等を行う。また、移植医療支援室を設置している拠点施設が臓器提供の適応判断や臓器摘出時の支援等を行い、地域における臓器提供体制の強化を図る。

#### 普及啓発等事業費

25百万円 (26百万円)

臓器提供に係る意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費等を確保することにより、 国民の移植医療への理解や意思表示の必要性について啓発等を図る。

#### 3 実施主体等

実施主体: 臓器あっせん機関、 医療法人、独立行政法人、

都道府県等、国

補 助 率 : 定額、1/2

#### 4 移植実績等

臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供

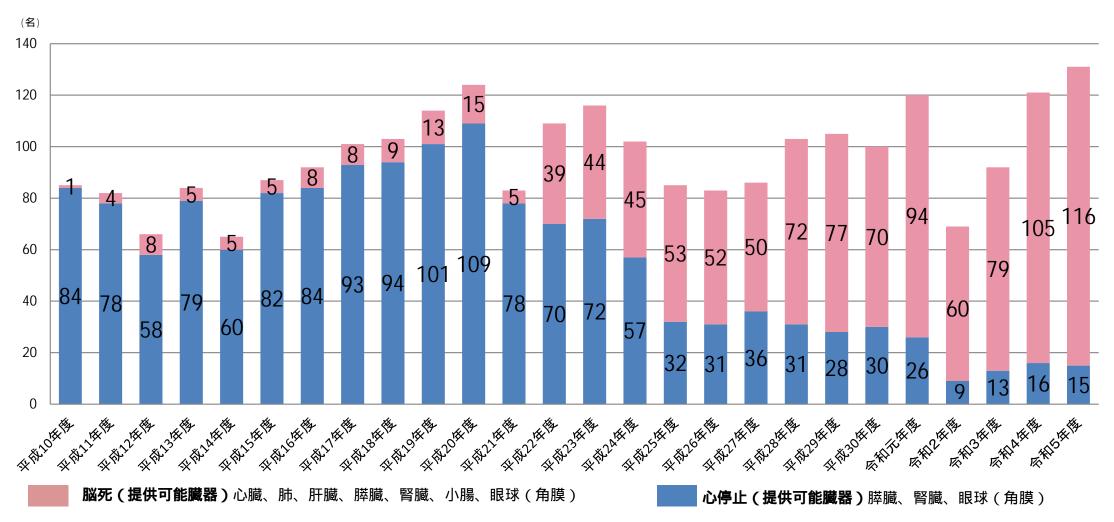
・平成9年10月16日(臓器移植法の施行の日)から令和6年3月 末までの間に1,042名(うち令和5年度116名)

上記の他、当初予算案には、移植医療の研究の推進として1.5億円(1.6億円)を計上している。

## 臓器提供状況の推移について

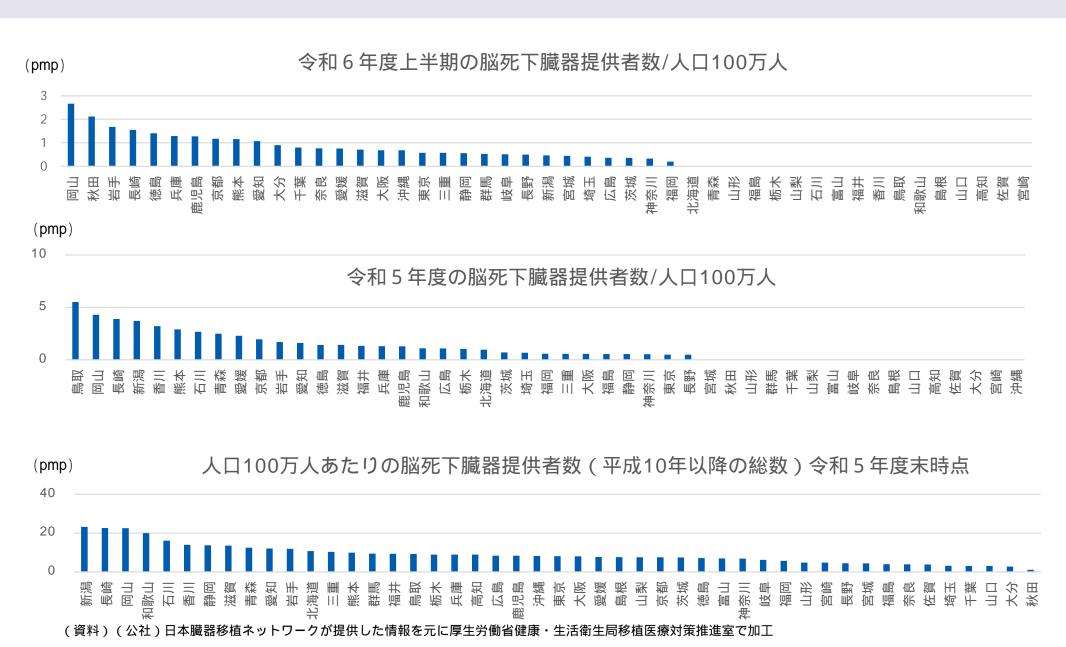
令和5年度の脳死下臓器提供数は過去最高であった。

## 臓器提供者数の推移(令和6年3月末までに脳死下の臓器提供者は1,042名。)



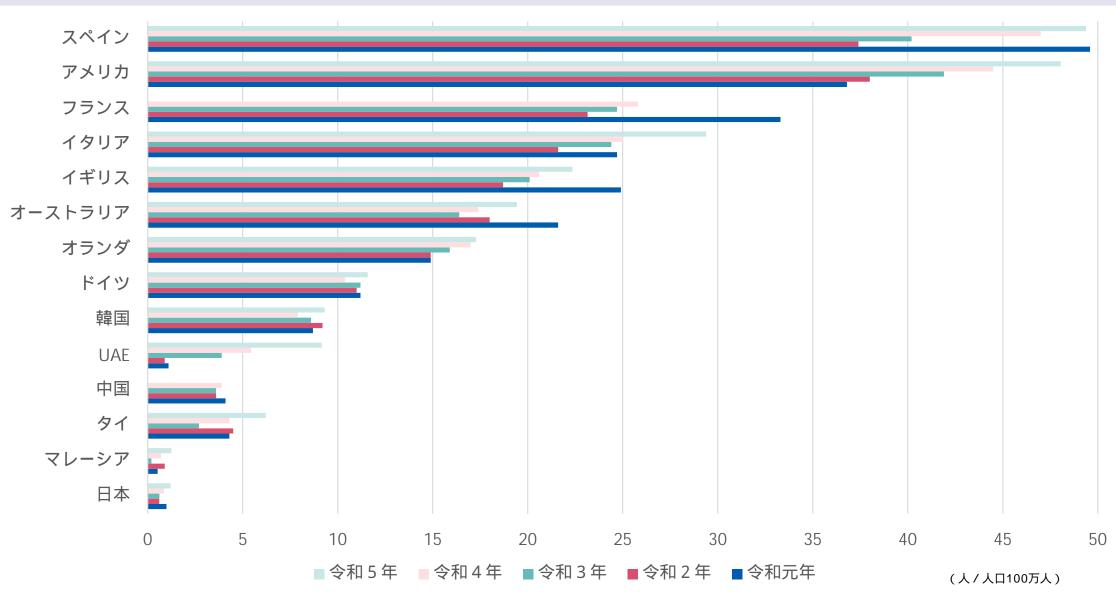
## 各都道府県の臓器提供

「臓器の移植に関する法律」施行後、令和5年度の各都道府県の脳死下臓器提供数において都道府県間の格差がみられる。



## 各国の人口100万人当たりの臓器提供数

日本は欧米や他のアジア諸国と比べ、人口100万人当たりの脳死・心停止ドナー数が少ない。



(資料) International Registry of Donation and Transplantation. Global Observatory on Donation and Transplantation の情報を元に 厚生労働省健康・生活衛生局移植医療対策推進室で加工 18



(資料)日本赤十字社が提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

## 「骨髄バンク推進連絡協議会」の設置について

■ 地域における骨髄バンク事業の推進等を目的とした会議体として、日本骨髄バンクから各自治体に対し「骨髄バ ンク推進連絡協議会」の設置をお願いしているところ。

(参考)移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るための基本的な方針(平成26年厚生労働省告示第七号)(抄)

第四 その他移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し必要な事項

- 関係者の連携

国、地方公共団体、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者、臍帯血供給事業者、造血幹細胞提供支援機関及び医療関係者は、 場合に応じてボランティア等の協力も得つつ、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、相互に連携を図りながら協力する。

- **骨髄バンク推進連絡協議会を設置している自治体は、全国で33道府県(令和6年7月現在** 日本骨髄バンク調べ)。
- 引き続き、関係者間の連携強化のため、<u>未設置の自治体は協議会の早期設置、設置済みの自治体は定期的な開催</u> により、関係者間の相互理解の増進、ドナー登録会の円滑な開催及び効果的な普及啓発をお願いしている。

都道府県	設置状況	都道府県	設置状況	都道府県	設置状況	都道府県	設置状況	都道府県	設置状況
北海道		埼玉県		岐阜県		鳥取県		佐賀県	_
青森県	_	千葉県		静岡県		島根県		長崎県	_
岩手県		東京都	_	愛知県		岡山県		熊本県	_
宮城県	-	神奈川県		三重県		広島県		大分県	
秋田県	_	新潟県		滋賀県		山口県		宮崎県	
山形県		富山県		京都府		徳島県		鹿児島県	_
福島県	×	石川県		大阪府		香川県		沖縄県	_
茨城県	×	福井県	_	兵庫県		愛媛県			
栃木県		山梨県	_	奈良県		高知県			置済み
群馬県		長野県		和歌山県	_	福岡県		「 - 」:未 「 」:確	□ ■認出来ず ■記出来ず

# 食品衛生関係について



### HACCPに沿った衛生管理の制度化

### 【制度の概要】

令和2年6月1日施行(1年間の経過措置を設け、令和3年6月1日完全施行)

全ての食品等事業者(食品の製造・加工、調理、販売等) が衛生管理計画を作成

#### 食品衛生上の危害の発生を 防止するために 特に重要な工程を管理するための取組 (HACCPに基づく衛生管理)

コーデックスのHACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う。

#### 【対象事業者】

- ◆ 大規模事業者
- ◆ と畜場 [と畜場設置者、と畜場管理者、と畜業者]
- ◆ 食鳥処理場 [ 食鳥処理業者 (認定小規模食鳥処理業者を除く。) ]

取り扱う食品の特性等に応じた取組 (HACCPの考え方を取り入れた衛生管理)

各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略 化されたアプローチによる衛生管理を行う。

#### 【対象事業者】

◆ 小規模な営業者等

食品等事業者団体が作成した業種別手引書: 117業種(令和6年2月27日時点)

#### 全ての食品等事業者とは

対EU・対米国等輸出対応

(HACCP+)

(ソフトの基準)に加え、輸

入国が求める施設基準や追

加的な要件(微生物検査や

残留動物薬モニタリングの

実施等)に合致する必要が

ある。

HACCPに基づく衛生管理

- 学校や病院等の営業ではない集団給食施設もHACCPに沿った衛生管理を実施しなければなりません。
- 公衆衛生に与える影響が少ない営業については、食品等事業者として一般的な衛生管理を実施しなければなりませんが、衛生管理計画の作成及び衛生 管理の実施状況の記録とその保存を行う必要はありません。(機能性表示食品の届出者及び特定保健用食品に係る許可を受けた者を除く)
- 農業及び水産業における食品の採取業はHACCPに沿った衛生管理の制度化の対象外です。